

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	山之口北部 (永野、仲田、飛松、天神、無頭子、五十山、五反田、野上、麓、六十田、田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月25日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・当地区の北部(青井岳地区、永野地区)はほとんどが山林で山間部に集落や田畑が点在している。・当地区の南部(麓地区)は東岳川の流域沿いに水田が広がるが、農地の農業担い手集積率が低い。また、零細な農家が耕作している土地が比較的多いが、農地の後継者の確保ができていない土地も多い。 <p>【人口減少・高齢化】</p> <ul style="list-style-type: none">・農業担い手が高齢化しており、耕作条件の悪い農地は荒廃化しているところもある。・地区内の担い手が耕作している土地が極めて少ない現状であり、農地の担い手の確保が急務になっている。 <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・麓地区の畑は基盤整備が未実施の区域がある。また、圃場整備済みの水田においても圃場が狭小な農地があり、耕作条件の改善が必要である。 <p>【鳥獣被害】</p> <ul style="list-style-type: none">・全域において鳥獣害の被害が見受けられるため対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none">・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(キュウリ、ピーマン、キンカン、ヘベス、アボカド、甘藷、サトイモ、花卉)や飼料作物(飼料用米、トウモロコシ、牧草)等の団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	270.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	270.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<ul style="list-style-type: none">・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 ・区域内の担い手は畜産農家が比較的多く、今後、経営拡大に伴い飼料生産のための農地が必要になる可能性があるため、今後、継続的に集落内で農地利用についての話し合いを進め、農地の集約化につなげていく。 ・既存の担い手が後継者に引き継げるような環境を整備する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区南側の畑において県営畑地帯総合整備事業を活用して用排水路の整備は実施している区域があるが、基盤整備が未実施になっており、今後、基盤整備事業や畦畔除去を実施する可能性を検討していく。 ・東岳川流域の水田においては、既存の農地の区画が狭いため、大型機械での耕作やスマート農業に対応した基盤整備や畦畔除去を実施する必要性があり、今後、事業化の検討をしていく。 ・畑かん受益地で畦畔除去等を行う際は、行政と連携して、給水栓の移設に向けた取組を検討していく。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・すでに電気柵や侵入防止柵の設置を実施している区域があるが、今後は区域内で被害防止対策施設の定期的なメンテナンスを行うための体制を確保するように努める。